

三号を議題といたしまして、政府よりその提案理由の説明を聴取いたしませう。

古物営業取締法案

古物営業取締法

(定義)

第一條 この法律において「古物」とは、一度使用された物品若しくは使用されないう物品で、使用のためは取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう。

2 この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを営業とする者で第二條第一項の規定による許可を受けたものをいう。

3 この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいう。

4 この法律において「市場主」とは、市場を経営する者で第三條の規定による許可を受けたものをいう。

(古物商の許可)

第二條 古物商になろうとする者は、總理廳令(以下「命令」という。)の定めるところにより、営業所ごとに、その取り扱おうとする古物の種類を定めて、営業所(営業所のないときは、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、古物商になろうとする者は、自ら管理しない営業所を設けるときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

(市場主の許可)

第三條 市場主になろうとする者は、

命令の定めるところにより、市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四條 公安委員会は、第二條第一項又は前條の規定による許可を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 禁以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、三年を経過してない者

二 許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられ改しゅんの情の認められない者

三 住居の定めらぬ者

四 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとす。

五 第二十四條第十項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

六 同居の親族のうち前号に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者

七 第一号から第五号までの一に該当する管理者を置く者

八 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(営業内容の変更)

第五條 古物商又は市場主は、同一公安委員会の管轄区域内において営業所若しくは市場を移転し、又は取り扱う古物の種類を変更しようとする場合においては、命令の定めるところにより、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。営業所の管理者を新たに設け、変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 古物商又は市場主は、廃業したとき若しくは長期休業をしようとするとき又は第二條第一項若しくは第三條の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会に届け出なければならない。

3 古物商又は市場主が死亡した時は、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。

(無許可営業の禁止)

第六條 古物商又は市場主でない者は、古物を賣買し、交換し、若しくは委託を受けて賣買し、交換することを営業とし、又は市場を設けてはならない。

(他人名義の営業の禁止)

第七條 古物商又は市場主は、自己の名義をもつて、他人に古物商又は市場主の営業をさせてはならない。

(行商及び露店の許可)

第八條 古物商が、行商をしようとし、又は露店を出ようとするときは、命令の定めるところにより、管

業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 古物商は、その従業者に、三人をこえない範囲において行商をさせ、又は露店を出させることができる。

前項の規定は、この場合に準用する。

(せり賣の許可)

第九條 古物商は、市場以外においてせり賣をしようとするときは、命令の定めるところにより、日時及び場所を定めて、その場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可証)

第十條 公安委員会は、第二條第一項、第三條、第八條第十項若しくは第二項又は前條の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、命令の定めるところにより、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。

3 許可証の様式及びその書換、再交付等については必要な事項は、命令で定める。

4 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸與し、又は譲り渡してはならない。

5 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を失し、又は盗み取られたときは、命令の定めるところにより、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(許可証の返納)

第十一條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、

命令の定めるところにより、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。

一 許可証の有効期間が満了したとき

二 廃業したとき、又は行商、露店若しくはせり賣をやめたとき。

三 第八條第二項の従業者が行商又は露店に従事しなくなつたとき。

四 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

五 許可を取り消されたとき。

2 古物商又は市場主が死亡した場合において第五條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

(許可証の携帯)

第十二條 古物商は、行商をし、露店を出し、又はせり賣をするときは、当該許可証を携帯していなければならない。第八條第二項の従業者が行商をし、又は露店を出すときも同様とする。

(許可の表示)

第十三條 第二條第一項、第三條又は第八條第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、それら営業所、市場又は露店の見易い場所に、命令の定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(手数料)

第十四條 都道府縣公安委員会から第十條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定

めるところにより、それ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、千円以下の範圍内において、命令で定める。

3 市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第十條の規定による許可証に関する事務については、手数料を徴収する場合において、その額は、千円をこえることができない。

(營業の制限)

第十五條 古物商は、その營業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は賣却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

2 市場においては、古物商間でなければ古物を賣買し、交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けてはならない。

(確認及び申告)

第十六條 古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けようとするときは、命令の定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十七條 古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、賣買若しくは交換のため、又は賣却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、

その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引の年月日

二 古物の品目及び数量

三 古物の特徴

四 相手方(命令で定める古物の賣却の相手方を除く)の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五 第十六條の規定により行つた確認の方法

第十八條 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、その市場において賣買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前條第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならない。

第十九條 古物商又は市場主は、前二條の帳簿を廢棄しようとするときは、營業所の所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

2 古物商又は市場主は、前條の帳簿を遺失し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

(品物)

第二十條 警察署長又は警察署長は、必要があるとき、古物商又は市場主に対して、その物の品物を発することが出来る。

2 古物商又は市場主は、前項の品物を受けたときは、その品物に到達の日附を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 古物商は、品物を受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品物に相當する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

4 市場主は、第二項に規定する期間内に、品物に相當する古物が取引のため市場に出たときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(盗品及び遺失物の回復)

第二十一條 古物商が買ひ受け、又は交換した古物のうちに盗品又は遺失物があつた場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う營業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから二年を経過した後においては、この限りでない。

(差止)

第二十二條 古物商が買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足る相當な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第二十三條 警察官又は警察吏員は、必要があるとき、營業時間中において、古物商の營業所、古物の保管場所、市場又は第九條のせいか賣の場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 警察署長は、必要があるとき、古物商又は市場主から盗品又は遺失物に關し、必要な報告を求めることができる。

(行政処分)

第二十四條 公安委員会は、左の各号の一に該当する場合において必要があるとき、命令の定めるところにより、古物商若しくは市場主の許可を取り消し、又は期間を定めて古物商若しくは市場主の營業の停止を命ずることができる。

一 古物商又は市場主が他の法令に違反して、禁以上の刑に處せられたとき又は罰金の刑に處せられたとき又は罰金の刑に處せられたから三年以内に再び罰金の刑に處せられたとき。

二 古物商又は市場主が第四條第一項第三号若しくは第七号に該当したとき、又は古物商若しくは市場主が法人である場合において、その業務を行う役員のうち第四條第一項第一号若しくは第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは營業の停止をしようとするとき以前三年以内に第六條の規定に違反して罰金の刑に處せられた者若しくは他の法令に違反して二度以上罰金の刑に處せられた者があるに至つたとき。

三 古物商又は市場主の法定代理人が、第四條第一項第一号、第三号若しくは第五号に該当し若しくは該當するに至つたとき又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に處せられてから三年以内に再び罰金の刑に處せられたとき。

四 古物商、市場主、それらの代理人

人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

五 古物商又は市場主が正当の理由がなくその許可証の更新を受けないとき。

2 以上の營業所を有する古物商が、一の營業所につき、古物商の許可を取り消され、又は古物商の營業を停止された場合においては、他の營業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情狀により、その古物商の許可を取り消し、又は營業を停止することができる。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属すると否を問わない。

3 公安委員会は、第八條第一項、第二項若しくは第九條の規定による許可を受けた者若しくはその従業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反した場合又は第八條第一項、第二項若しくは第九條の許可を受けた者が正当の理由がなく許可証の更新を受けない場合においては、当該許可を取り消し、又は期間を定めて行商、露店、若しくはせり賣の停止を命ずることができる。

(罰則)

第二十五條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該従業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の二週間前までに、当該従業者に通告し、

且つ、聴聞の期日及び場所を公示し
なければならぬ。

3 聴聞の場合においては、当該営業
者は、自己のために釈明をし、且つ、
証拠を提出することができる。

(訴の提起)

第二十六條 この法律の規定による公
安委員会又は警察署長の処分を受け
た者は、行政事件訴訟特例法(昭和
二十三年法律第八十一号)により訴
を提起することができる。

(罰則)

第二十七條 第六條若しくは第七條の
規定に違反し、又は第二十四條第一
項若しくは第二項の規定による処分
に違反した者は、三年以下の懲役又
は十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第八條第一項若しくは第
二項、第九條若しくは第十五條第
一項の規定に違反し、又は第二十四
條第三項の規定による処分違反した
者は、一年以下の懲役又は三万円
以下の罰金に処する。

第二十九條 第五條第一項、第十條第
四項、第十五條第二項、第十六條前
段、第十七條から第十九條まで若し
くは第二十條第二項から第四項まで
の規定に違反し、又は第二十二條の
規定による処分違反した者は、六
月以下の懲役又は一万円以下の罰金
に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者
は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項、
第十條第五項、第十一條から第十
三條までの規定に違反した者

二 第二十三條第一項の規定による
警察官又は警察吏員の立入又は帳
簿書類の検査を拒み、妨げ、又は

忌避した者

三 第二十三條第三項の規定による
報告をせず、又は虚偽の報告をし
た者

第三十一條 第二十七條から第二十九
條までの罪を犯した者には、情状に
より、各本條の懲役及び罰金を併科
することができる。

第三十二條 過失により第二十三條第三
項又は第四項の規定に違反した者
は、拘留又は科料に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他の
従業者が、その法人又は人の業務又
は財産に関し、第二十七條から第三
十條までの違反行為をしたときは、
行為者を罰する外、その法人又は人
に対しても、各本條の罰金刑を科す
る。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一
日から施行する。

2 古物商取締法(明治二十八年法律
第十三号)及び古物商取締法細則(明
治二十八年内務省令第八号)は、廃止
する。

3 この法律施行前にした古物商取締
法に違反する行為に対する罰則の適
用については、なお従前の例による。

4 この法律施行の際、古物商取締法
又は古物商取締法細則の規定によ
り、許可認可若しくは鑑札を受け、
又は営業の禁止若しくは停止を受け
ている者は、それら、この法律の
相当規定による許可を受け、又は許
可の取消若しくは営業の停止を受け
た者とみなす。但し、許可を受けた
者とみなされた者は、この法律の施
行後三月以内に第十條第一項の規定

による許可証の交付を受けなければ
ならぬ。

5 第四條第一項第二号の適用につい
ては、古物商取締法第二條又は古物
商取締法細則第九條第一項の規定に
違反した者は、第六條の規定に違反
した者とみなす。

6 この法律施行の際、現に古物商取
締法細則第十一條の規定による届出
をしてせり賣を行つてゐる者で、引
き続きせり賣を行おうとする者は、
この法律施行後三十日の間は第九條
の規定による許可を受けた者とみな
す。

○議員職務大臣 古物営業取締法案提
出の理由を御説明申し上げます。
現行古物商取締法は、明治二十八年
に制定せられ、すでに五十年以上を経
過してゐるのでありますが、憲法、警察
法を初めとした現在、各種の法令
が改められました現在、その形式、内
容ともに時代にそなわぬ点が多くあり
ます。また戦後各種の犯罪が激増し
て、昨年は遂に百六十万件を突破し、
そのうち約八割が盗犯で、しかもその
贓品の過半数が古物商、ことに金ぐり
業者の手でさばかれてゐる実情であり
ますが、現行法ではこれに対して盗犯
を防止するに十分ならぬとありま
す。そこでまず古物商、市場主、露店、
行商、せり賣などをすべて公安委員会
の許可を受けしめることとして、監督
の厳正と統一をはかるとともに、半面、
古物商、市場主の許可には一定の基準
を定め、また行政処分の場合を具体的に
に限定し、さらにあらかじめ公開の聴
聞を行ふべきことを定める等、その権
利の尊重に意を用いております。その

他法律の形式、内容を時代に適應せし
めることとしました。また盗犯防止の
対策として、古物の取扱いを公正明朗
にし、営業者の協力を得て贓品の発見
を容易にするために、相手方の確認の
方法を定め、帳簿の記載を的確にし、
特に犯罪の温床となる金ぐり業者に對
する取締りの徹底を期するため、これ
に対する刑罰を重くしたほか、各違反
行為に対する刑罰も、他の法令との均
衡を得せしめるようにしたのでありま
す。

以上の趣旨によりまして、現行古物
商取締法を廃止して、新たに古物営業
取締法を制定したいと思ふのであ
ります。

何とぞ慎重御審議あらんことをお願
いたします。

○武蔵政府委員 ただいま提案理由の
説明があつたのでありますが、これに
關しまして、若干具体的項目につい
て、改正の要点を御説明申し上げます。

第一は現行法令では古物商の営業は
免許、市場については認可、行商、露
店については鑑札、せり賣について
は届出というふうに、いろいろの方式
をとつておつたのでありますが、今回
はすべてこれを公安委員会の許可を受
けるというふうに統一いたすことに
いたしました。關係の條文は第二條、第
三條、第八條、第九條であります。

第二は古物商の許可はその営業所
ごとに許可を與える、かつ許可の基準
を法律にはつきりと規定いたしましたし
て、営業の権利を十分に尊重するよう
にいたしました点であります。關係條文は
第二條、第三條、第四條であります。

第三には許可証の有効期間を三年と
いたしました。三年ごとに更新せしめ
る。また許可証について手数料を徴収
する規定を設けることといたしました。
第十條第二項、第十四條というの
が關係條文であります。

第四に現行法では古物商が古物を買
い受け、また交換するときには、賣主、
譲渡主にその品物の処分権があるかど
うかということを確認する義務を與え
ておつたのでありますが、今回はこれ
をさらに勵行せしめる方法を講ずるこ
とといたしました。たとえば米穀通帳
だとか、家庭用品購入通帳だとか、身
分証明書、あるいは名刺というものを
によつて、その人の住所、氏名、職業、
年齢等を確めて、將來何か捜査上の手
がかりを得るよう改めたのでありま
す。第十六條であります。

第五には、盗品または遺失物を古物
商から徴収して、被害者または遺失主
に還付する権限、これが従來は警察に
與えられておつたのでありますが、今
回この権限を警察から除きまして、物
の所有に關する問題は、すべて一般の
訴訟法の手続によるというふうに改め
たのであります。ただ被害者または遺
失主について無償回復請求権を認めて
おつたことは、現行法と同様でありま
す。第二十一條であります。

第六には、営業許可の取消または
営業停止につきましては、現行法では
一般法令に反し、かつ必要ありと認め
れば、取消しなり停止ができるという
ことになつておつたのであります。け
れども、今回はこれをはつきりさせて、
その條件を具体的に限定し、かつかよ
うな処分をするときには、必ず公開の
聴聞を行ふなければならないというふ
うにいたしました。取消し、営業停止

の処分は、現行法では古物商が古物を買
い受け、また交換するときには、賣主、
譲渡主にその品物の処分権があるかど
うかということを確認する義務を與え
ておつたのでありますが、今回はこれ
をさらに勵行せしめる方法を講ずるこ
とといたしました。たとえば米穀通帳
だとか、家庭用品購入通帳だとか、身
分証明書、あるいは名刺というものを
によつて、その人の住所、氏名、職業、
年齢等を確めて、將來何か捜査上の手
がかりを得るよう改めたのでありま
す。第十六條であります。

について十分に法律上の保護を與へる
といふことにしたわけでありま
す。二十四條、二十五條であります。
第七には公安委員會の營業の不許可
処分、あるいは許可の取消し処分、あ
るいは營業の停止処分あるいはまた警
察署長のさしとめ処分、こゝいつたも
のについての違法な行政処分について
は、救済の道を講ずるといふことをほ
つきりしたわけでありま。第二
十六條であります。

第八には、罰則につきましては、他
の法令との均衡を保つようにいたしま
して、時代に適應させるように変更い
たしました。第二十七條以下の罰則が
それでありま。

第九に、法律施行に際して、從來の
古物商で持つてゐるところの既得権を
尊重いたしまして、本法に基く許可を
受けた者とみなし、ただ施行後三箇月
以内に新しい許可証の交付を受けなけ
ればならないといふふうにして、十分
既得権についても意を配ることにな
したわけでありま。附則の第四項。
以上が今回の法の現行法とかわつた
主要な点でございます。

○中島委員長 本案に対する質疑は次
会に譲ることにいたしたいと考へま
す。

○中島委員長 次に五月四日付託され
ました地方財政法等の一部を改正する
法律案、内閣提出、第一七六号を議題
として、まず提案理由の説明を聴取い
たします。

地方財政法の一部を改正する
等の法律案
地方財政法の一部を改正する等の法
律

目次

第一條 地方財政法の一部改正
第二條 河川法の一部改正
第三條 砂防法の一部改正
第四條 關子防法の一部改正
第五條 府縣災害土木費國庫補助ニ
關スル法律の一部改正
第六條 結核予防法の一部改正
第七條 「トラホーム」予防法の一部
改正
第八條 都市計画法の一部改正
第九條 道路法の一部改正
第十條 衛生虫病予防法の一部改正
第十一條 生活保護法の一部改正
第十二條 特別都市計画法の一部改
正
第十三條 保健所法の一部改正
第十四條 災害救助法の一部改正
第十五條 食品衛生法の一部改正
第十六條 國家公務員共済組合法の
一部改正
第十七條 藥事法の一部改正
第十八條 民生委員法の一部改正
附則
第十條 地方財政法（昭和二十三年法
律第九号）の一部を次のように改
正する。

第十五條 第一項中「職員」の下に
「義務教育に従事する職員を除
く。」を加へる。
第十七條 次の次の一條を加へ
る。
（地方公共団体の負担金）
第十七條の二 國の行方河川、道路、
砂防、港灣等の土木事業で地方公
共團體を利用するものに對する該該
地方公共團體の負担金の予定額
は、当該工事の着手前にあらかじ
め当該地方公共團體に通知しなけ
ればならない。事業計画の変更等
により負担金の予定額に著しい変
更があつた場合も、同様とする。
2 地方公共團體は、前項の通知を
受けた場合において負担金の予定
額に不服があるときは、内閣に對
し意見を申し出ることが出来る。
第三十二條中「書類」の下に「及
び同法第三十五條第二項に規定す
る調書」を加へる。
第二條 河川法（明治二十九年法律第
七十一号）の一部を次のように改正
する。
第二十四條第三項中「第一項」を
「前項」に改め、同條第二項を削る。
第二十六條第一項を次のように改
める。
河川ノ改良工事ニ要スル費用ニ付
テハ國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ二分ノ一ヲ負担ス
第二十六條第三項中「第一項」を
「前項」に改め、同條第四項中「既ニ與
タル補助金」を「既ニ交付シタル金
額」に改め、同條第二項を削る。
第二十七條を次のように改める。
第二十七條 第六條但書ニ依リ主務
大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維
持修繕ヲナス場合又ハ第八條ニ依
リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル
場合ニ於テハ其ノ費用ハ國庫ノ負
担トシ但シ府縣ハ第六條但書ニ依
リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ
其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ
其ノ二分ノ一ハ第八條ニ依リ主務大
臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於
テハ其ノ三分ノ一ヲ負担ス
第二十八條を次のように改める。
第二十八條 前條但書ノ規定ニ依リ
府縣ガ工事費用ノ一部ヲ負担スル

場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所
ニ依リ其ノ予算金額ヲ國庫ニ納付
スベシ
前項ノ場合ニ於テ工事費用精算ノ
上予算ヨリ減ズルコトアルモ既ニ
納付シタル金額ハ之ヲ還付セザル
コトヲ得
第三條 砂防法（明治三十年法律第二
十九号）の一部を次のように改正す
る。
第十三條を次のように改める。
第十三條 砂防工事ニ要スル費用ニ
付テハ國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依
リ其ノ三分ノ二ヲ負担ス
工事費用精算ノ上予算ヨリ減ズル
コトアルモ既ニ交付シタル金額ハ之
ヲ還付セシメザルコトヲ得
災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工
事ニ要スル費用ハ本條ニ依リノ限ニ
在ラス
第十四條第二項中「三分ノ一以內
ヲ負担セシムルコトヲ得」を「三分
ノ一ヲ負担セシム」に改める。
第四條 關子防法（明治四十年法律第
十二号）の一部を次のように改正す
る。
第七條第二項中「ノ負担トス」を
「ニ於テ之ヲ支弁ス」に改める。
第七條ノ二を次のように改める。
第七條ノ二 削除
第八條中「支出」を「支弁」に、
「六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スル
モノトス」を「其ノ二分ノ一ヲ負担
ス」に改める。
第五條 府縣災害土木費國庫補助ニ關
スル法律（明治四十四年法律第十五
号）の一部を次のように改正する。
題名を「都道府縣災害土木費國庫
負担ニ關スル法律」に改める。

「政府」を國庫に、「勅令」を「政
令」に、「府縣」を都道府縣に、「一
部ヲ補助スルコトヲ得」を「三分ノ二
ヲ負担ス」に改める。
第六條 結核予防法（大正八年法律第
二十六号）の一部を次のように改正
する。
第八條中「六分ノ一乃至二分ノ
一ヲ補助ス」を「中其ノ創設費及ビ擴
張費並ニ之ニ伴フ初年度開費ノ二分
ノ一其ノ他ノ諸費ノ四分ノ一ヲ負担
ス」に改める。
第十二條中「補助を負擔」に改め
る。
第七條 「トラホーム」予防法（大正八
年法律第二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。
第六條中「補助ヲ爲スヘシ」を「三
分ノ二ヲ支出スベシ」に改める。
第七條中「補助を負擔」に改め
る。
第八條 都市計画法（大正八年法律第
三十一号）の一部を次のように改正
する。
「勅令」を「政令」に、「地方長官」を
「都道府縣知事」に改める。
第五條第一項を次のように改め
る。
都市計画及都市計画事業ハ政令ノ
定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ行フ
第六條第一項を次のように改め
る。
都市計画及都市計画事業ニ要スル
費用ハ行政官廳之ヲ行フ場合ニ在
リテハ國ノ負担トシ公共團體ヲ統
轄スル行政廳之ヲ行フ場合ニ在リ
テハ其ノ公共團體ノ負担トシ前條
第二項ノ規定ニ依リ行政廳ニ非サ
ル者都市計画事業ヲ執行スル場合

第一類第三号 地方行政委員會議決 第十七号 昭和二十四年五月六日

ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ハ其ノ者ノ負担トス 第六條の次に次の一條を加える。 第六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ公共團體ヲ統轄スル行政廳ノ行フ重要ナル都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ政令ノ定ムル所ニ依リ國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス 第九條 道路法(大正八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。 第三十三條第三項中「命令」を「政令」に、其ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得ルヲ其ノ三分ノ一ヲ負担セシム」に改める。 第三十五條を次のように改める。 第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ國庫ニ於テ負担ス 特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得 第十條 衛生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第五條中補助ヲ得スヘシを「三分ノ二ヲ支出スベシ」に改める。 第七條中「補助」を「負担」に改める。 第十一條 生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。 第十八條及び第十九條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十一條第一項中「の負担とならない」を「がこれを支弁しない」に、	同項及び同條第二項中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十二條中「の負担」を「の支弁」に改める。 第二十三條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十四條及び第二十五條中「負担」を「支弁」に改める。 第二十六條中「補助」を「支出」に改める。 第二十七條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。 第二十八條及び第二十九條中「負担」を「支弁」に、「補助」を「負担」に改める。 第三十條中「負担」を「支出」に、「補助」を「負担」に改める。 第三十一條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。 第三十二條から第三十四條まで中「負担」を「支弁」に改める。 第十二條 特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。 第四條を次のように改める。 第四條 行政廳が行フ特別都市計画及び特別都市計画事業に要する費用については、都市計画法第六條及び第六條の二の規定を適用する。 第十三條 保健所法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。 第十條中「の二分の一以内を補助する。」を「に付いて、保健所の創設費及びこれに伴フ初年度調升費については、その二分の一、その他の諸費については、その三分の一を負担す	る。」に改める。 第十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 第三十三條から第三十五條まで中「負担」を「支弁」に改める。 第三十六條中「負担」を「支弁」に、「營業税」を「事業税」に、「補助」を「負担」に改める。 第三十七條中「負担」を「支弁」に改める。 第四十條中「補助額」を「負担額」に、「負担」を「支弁」に改める。 第四十四條中「負担」を「支弁」に改める。 第十五條 食品衛生法(昭和二十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 第二十六條中「補助」を「負担」に改める。 第十六條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。 第八十六條の次に次の一條を加える。 第八十六條の二 國庫は、予算の範圍内において、前條第一項に規定する公立學校の職員のうち義務教育に従事するもので新組合の組合員である者について地方公共團體が負担する組合の事務に要する費用に相當する金額を限度として、毎年度當該地方公共團體に補助金を交付することができる。 2 國庫は、予算の範圍内において、前項の組合員について地方公共團體が負担する給付に要する費用の二分の一に相當する金額を限度として、毎年度當該地方公共團體に補助金を交付することができる。 第十七條 藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第二十條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、を創る。 第二十九條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、を創る。 第十八條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。 第二十六條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十七條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十八條及び第二十九條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。	補助金を交付することができる。 第十七條 藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第二十條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、を創る。 第二十九條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、を創る。 第十八條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。 第二十六條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十七條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。 第二十八條及び第二十九條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。
○木村國務大臣 たいだいま提案されました地方財政法の一部を改正する等の法律案について、その概要を御説明申し上げます。 御承知の通り地方財政法は昨年七月制定施行されましたが、本法によつて地方財政運営の基本方針、並びに國と地方公共團體との財政關係の基本原則が明確にされ、地方財政の合理化を著	しく促進し得ることとなつたのであります。しかしながらなお地方財政法中に若干附加したい点がありますのと、河川法その他地方財政に關係する十八に上る法律について、經費の國費、地方費負担区分に關する規定を明確にする必要がありまされたために、この法律案を提案することとした次第であります。 まず地方財政法に關しましては、國の直轄工事に對する地方公共團體の負担金について、從來國の決定通知が著しく遅延し、ために地方財政の計画的運営を非常に阻害して參つた経緯にかんがみまして、國は工事着手前に、あらかじめ當該地方公共團體にその工事に關する負担金の予定金額を通知すべきこととなし、なお通知せられた予定金額に不服のある地方公共團體は、内閣に對しまして意見を申し出ることができるとし、直轄工事に伴フ負担金の支出については、その團體の財政計画に齟齬を來したりすることのないような措置を講ずることとしたしました。 その他義務教育職員費に對する國庫負担金を、一般の國庫負担地方職員費の例によらないで、文部省所管の歳出予算に計上すること、並びに地方公共團體の負担を伴フ予備費使用調書についても、地方財政委員會の意見を求めることを要するものとすることについて、所要の改正を加えることとしたしましたのであります。 河川法以下の各法律の改正規定は、國家公務員共済組合法及び藥事法の改正を除き、すべて國費と地方費との負担区分を明確にするために、經費に關する規定を合理化せんとするものであ	る。」に改める。 第十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 第三十三條から第三十五條まで中「負担」を「支弁」に改める。 第三十六條中「負担」を「支弁」に、「營業税」を「事業税」に、「補助」を「負担」に改める。 第三十七條中「負担」を「支弁」に改める。 第四十條中「補助額」を「負担額」に、「負担」を「支弁」に改める。 第四十四條中「負担」を「支弁」に改める。 第十五條 食品衛生法(昭和二十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 第二十六條中「補助」を「負担」に改める。 第十六條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。 第八十六條の次に次の一條を加える。 第八十六條の二 國庫は、予算の範圍内において、前條第一項に規定する公立學校の職員のうち義務教育に従事するもので新組合の組合員である者について地方公共團體が負担する組合の事務に要する費用に相當する金額を限度として、毎年度當該地方公共團體に補助金を交付することができる。 2 國庫は、予算の範圍内において、前項の組合員について地方公共團體が負担する給付に要する費用の二分の一に相當する金額を限度として、毎年度當該地方公共團體に補助金を交付することができる。	る。」に改める。 第十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 第三十三條から第三十五條まで中「負担」を「支弁」に改める。 第三十六條中「負担」を「支弁」に、「營業税」を「事業税」に、「補助」を「負担」に改める。 第三十七條中「負担」を「支弁」に改める。 第四十條中「補助額」を「負担額」に、「負担」を「支弁」に改める。 第四十四條中「負担」を「支弁」に改める。 第十五條 食品衛生法(昭和二十二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。 第二十六條中「補助」を「負担」に改める。 第十六條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。 第八十六條の次に次の一條を加える。 第八十六條の二 國庫は、予算の範圍内において、前條第一項に規定する公立學校の職員のうち義務教育に従事するもので新組合の組合員である者について地方公共團體が負担する組合の事務に要する費用に相當する金額を限度として、毎年度當該地方公共團體に補助金を交付することができる。 2 國庫は、予算の範圍内において、前項の組合員について地方公共團體が負担する給付に要する費用の二分の一に相當する金額を限度として、毎年度當該地方公共團體に補助金を交付することができる。

ります。従来法律規定の上におきましては、河川、道路、砂防、都市計画等の重要土木事業費や、結核、癩等の傳染病予防費、または生活保護費、民生委員費等の厚生費は、すべて地方公共団体が負担し、國がその一部を補助するといふ建前がとられていたものであります。地方財政法第十條は、これらの経費については、國と地方公共団体とが、ともに分担し合う旨を明らかに規定しておりますので、地方財政法の規定の趣旨に即應するように、関係法律の経費規定を改めることとしたしました。なお負担の割合についても、從來「何分の一以内」あるいは「何分の一ないし何分の一」等とされておりましたのを、適正なる率においてこれを明らかにすることに努めました。もとより今日の經濟情勢のもとにおいては、この割合を合理化することには非常な困難を伴うのでありますが、國庫予算及び地方財政計画の両者を勘案いたしまして、適當と認められる割合を法律上明確にすることとした次第であります。

以上のような理由に基きまして本法律案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

○中島委員長 本案に対する質疑は、委員諸君の準備の都合もありますから、次会に譲ることにいたしたいと思ひます。

○中島委員長 次に地方自治廳に関する件を議題といたします。本件に關しましては、四月二十七日打合せを開いて、一應協議いたしまして、地方自治廳設置法案について、地方行政委員會としての意見を大体まとめたのであります。それについてはお手元に配付いたしました修正意見をあらん願ひます。

○立花委員 この修正案には署名がないのですが、どこから出たのですか。

○中島委員長 私が大体……ごく簡体に説明を申し上げます。政府の原案によりまして、地方自治委員六名は、衆参議員より各一名、全國の都道府縣知事、全國の市長、全國の町村長の代表者が各一名、學識経験者が一名であつて、合計六人です。それをこの修正案であります。全國の都道府縣議會議長、全國の市議會議長、全國の町村議會の議長各一名、これが三名ふえるわけでありまして、その比例上學識経験者を三人増員いたしました。これは地方自治法に於いて過半数以上になりますと、やはり地方自治の力が強化されるという關係で、世間で誤解するようないふことがあるかと思ひます。學識経験者も同じ数だけ追加したわけでありまして、

その次には十一條に「委員會の意見を聞かなければならない」とあります。これを「委員會の議決を経なければならぬ」と修正いたしました。それからその次に第九の項目で「その他地方自治委員會においてその議決を経べきものと決定した事項」ということを入れたわけでありまして、その他の修正した部分は委員の数がふえた關係であります。

○立花委員 學識経験者四名ですが、この間から共產黨の方で主張しております地方職員の代表を、この中に入れたいと思ひます。

○中島委員長 これはこの法案で、政府に推薦権はありますが、決定は國庫の承認を得なければならぬと書いてあります。すでにそういう意味が反映されるのじやないかと思ひます。

○谷口委員 委員長はどう考へておられますか、あなたのこの案を立案されたお考えは、やつぱり公務員を入れた方がいいというお考えを含めていらつしやるかどうか。

○中島委員長 私は露骨に言へば、まだ早いんじゃないかと思ひます。とにかくこの法案のように行きますと、各行政部面の代表者、議決機關の代表者が、はつきりいたしておるわけでありまして、まだ自治労組の關係は、だんだん発達して来ますればとにかく、部分的であつて、全國的にはなつていないように私は思ひます。そういうわけですから……

○立花委員 その点非常に重大な問題だと思ひます。自治労連といつては、全國に七十万の者がおりますし、約その過半数は現在組織してお

りますので、しかも現在地方におきまして、次から次に起つて来る地方公共団体、地方自治團體の不正腐敗の事実と關つておるのは、現在自治労連しかないのであります。この代表を自治委員會の中に入れるか入れないかは、非常に重要な問題であると思ひます。

委員長の方ではまだ自治労連の實體をはつきりとおつかみになつていないようでございますから、至急に自治労連の實體に關する調査をなさつて、はつきりと御認識を持つていただいて、できるだけ……できるだけと申し上げますが、私も……

の中へ入れていただきたいと思つておりますので、適當の処置をお願いいたします。

○中島委員長 立花委員の御意見のようなことは、自然議會に反映し、政府が推薦するのが適當な順になるのではないかと思ひます。とにかく推薦権は大体内閣総理大臣にあるわけで、今私どもはこれこれ指摘して、これを學識経験者の中に入れてはならないといふ意見を、委員長として述べることは早いと思ひますので、どうぞこの程度に御了承願ひたいと思ひます。

○野村委員 今御配付いただきました修正案は、今政府が原案として考へておるこれらから見ると、相當民主的なものであり、一つの進歩である、この考へるのではありませんが、この審議機關の中から地方公共団体に特に關係の深い阿院から、それ……一名ずつ出すというところは、私どもの最も賛意を表するところでありまして、この衆参阿院から出る委員一名、このことに對しては、國會議員は議會を通じて権能も持つておりますし、また國會議法によつ

て、各常設委員會としてもこれまた権限を持つておりますので、こういう点から行きますと、地方公共団体に關する審議機關を通じての方面を尊重して、委員の構成に一人でも多く參画することは好ましいことですが、衆参阿院から一名ずつ出しておつても、はたしてこれで十分、國會議員を地方自治の事情に即應して、完全なる運営ができるかどうか。やはり衆参阿院一名くらいずつ出したのでは、形式に墮してしまふ。このことは、今までの地方財政委員會なり、いろいろなことが事實をもつて立証いたしておると思ひます。この点から、もし衆参阿院からとるならば、もう少し視野を拡大して、よけいの数を出した方がよい。さもないれば全然ない方がよいとさえ私は思つておるくらいであります。そういう点において委員長はどう考へてなつておりますか。

○中島委員長 野村委員のお説のように、衆参阿院から出るとは相當に理論があらうと思ひますが、しかし地方自治委員會を權威あるものたらしめるのには、かような組織がいいのではないかと思ひます。お説のようになつて……この自治委員會といふものは、ただ地方自治だけの財政を見るのではなく、國の財政と調和をはかつて地方財政の確立を期するといふことが必要なのであります。どこまでもこの委員會が國とのにらみ合ひにおいて公正であるという立場に立つて、私は適當ではないかと思ひます。そういう意味から申しますれば、かような組織でまづ行つてみたらどうかと思ひます。そういう問題は、理論的に

はずいぶんむずかしい問題で、いろいろな議論がありましよう。しかし地方財政委員会も、衆参両院から一人ずつ出たのであります。これがはなはだ権威がなかつたような形になつておるのであります。しかし將來の衆参両院から出る委員は、相当に有力な人ではないかと思ふのであります。そうしてこの自治委員會議の議決が相当に力強いものになるような形に私はしたいのであります。それにはやはり両院から一人ずつでも出しておつた方がいいのではないかと。しかしこれを上げにしますと、またその選任方も非常に困難でしょうし、あるいはまたときによると、意見が二つに割れたりなにかすることがないとも限りません。これもよろしいのですが、しかし一人という事になつておりますから、一人くらいで適當じやないかと思ふのであります。

○野村委員 ただいま委員長のお話のごとく、國と地方とのにらみ合せから行きますと、その点はよくわかるのですが、もし双方をほんとうに民主的に完全ににらみ合せて行くならば、もう少し視野を拡大した方がいいと思ふのです。しかし現段階において地方の面を尊重しながら行くということになれば、必ずしも反対するものではないのですが、その場合一名ということならば、本院を代表する常設委員——國會議法によつて地方公共團體のめんどろを見るのは、何といつても、地方行政委員会であらうと思ふ。衆議院においてはこの委員会の委員長、参議院においては地方行政委員長がいい、こういうことならば、國と地方とのつながりも一體的に運営ができるのではない

か、こういう点は、この一名に対して委員長はどんなふうにお考えになるか。私は率直に言えば、衆参両院一名という場合には、それ／＼の委員長がこれに参加することが適當であらう、私はかように考えておるのであります。

○中島委員長 ただいま野村委員のお話は、まったく同感であります。私もさうに考えております。衆参とも地方行政委員長になつた人が当然これになつてよろしいのではないかと思ひます。

○小平(忠)委員 この修正案は委員長の案だとおつしやいましたので、あえてお伺いをいたしましたのであります。ただいま野村委員からのお説、私まことに同感の点が多いのであります。私、その中で、両院の地方行政委員長を、衆議院、参議院の指名したものの一人に持つて行くという考え方は、むしろこの自治會議の委員の性格を歪曲するものであるというふうに考へるのであります。なぜならば、これは内閣總理大臣の任命である。しかし、任命ではあるが、両院の承認を得なければならぬという観点から見ますと、きに、両院議員の一人が入つておつた場合においては、少くとも両院の立場を代表して出るものであるということになると思ふのであります。その場合に、委員の任命の場合においても、またこの委員會議の取扱ひ方から行きますと、それが最後には國會の承認を要するということでありますれば、もちろんそこに委員會議それ自体が、國家の意思を反映する意味で、代表が一名参加するという趣旨はいいのであるが、しかしその委員會議の考え方をさらに國會は國會としてとりはからう場

合においては、むしろ両院から参加しない方が、この委員會の自主性があるという結論になるのではないかと。従ひまして、私の結論の考え方は、両院から一名くらいであれば入らぬ方がいい。と同時に入らぬ方がこの委員會の自主的な運営に對して、また最終に國會においては國會として、それをあくまでも公正妥當に論議を進めて行くという形ができると思ふ。その場合に、両院から一名ずつ入つたとなれば、まして両院の地方行政委員長が入つておるといふことになれば、地方行政委員會を代表するものが入つておるといふことは、非常に大きな権限を持つわけである。そういう点で形式に應ずる点が明白に將來あるということ考へますときに、結論をいたしましては、むしろ両院の委員が入らない方がいいといふふうに、私は率直に考へます。

○立花委員 私、メーデーから今までぞつと神戸に居つておりました。兵庫縣廳に参りまして、副知事に會ひまして話を参りました。実は兵庫縣の各民主團體、主として全官公廳労働者、産別、総同盟の労働者がつづつております。兵庫縣協同労働委員會が、兵庫縣官僚の真相をアバク」といふパンフレットを出しております。これには実に十指に余る兵庫縣廳の腐敗事件が列挙されております。縣立兒童研究所の不正処分。兵庫縣住宅建設會社の不正。住宅課長の惡業ぶり。困窮者生業資金の不正流用。失業者應急事業費の不正流用。進駐軍労働者の給料横領。公金で豪遊する地方事務所長。共同募金にからむ不正。神戸の昭電事件、いわゆる労働に給食するそうめんの横流

し事件。労働作業服の横流し、あるいは土木機械職員の汚職、水産課員の詐欺事件、縣貿易課員の公文書偽造事件、こういうふうに一冊のパンフレットになるほど兵庫縣廳は腐敗の事実をたくさん持つておるわけですね。これを各民主團體が、これでは地方の人民がたまらないと言つて、協同労働委員會をつくつて闘つておるわけですね。これの主体をなしておるものは、やはり兵庫縣廳の職員組合なんです。やはり地方の行政をうまくやつて行くには、どうしてもその仕事をみずからやつておる職員、ほんとうに民主的な協力がなければできない問題だと思ふ。この問題は決して兵庫縣廳だけの問題ではなしに、關東の附近におきましても起つておる問題なんです。埼玉はじめ神奈川でも、この縣廳でも、市役所でもある問題でありまして、その事實は私たち自治労働におりました者が、一番よく知つておるわけです。だから少くとも衆議院で、地方行政のために委員會をお置きになるならば、自治労働の代表者を加えていただきたいと考へます。特に私はこの間兵庫縣廳の副知事に會ひまして追突いたしましたのは、兵庫縣では、特に神戸市の問題ですが、神戸市の人口の六割五分は中小商工業者である。ゴム會社、マッチ會社、貿易品、こういう六割五分を占める中小商工業者が、平均一日に一軒ないし二軒破産して倒れております。それに伴つて一日に平均二百人の失業者が出ておるわけです。この失業者に對し、縣の予算は幾ら組んでおるかといふと、八千万円しか組んでいない。ところが一方驚くべき縣全体にいたしまして、遊興飲食に使用し得る需用費の

合計は一億円に達します。私副知事に面と向つて言つたわけですが、知事と副知事が、一日に一万円の交際費を公然と予算に載せて使つておるわけです。こういうことで、現在の地方行政は破局經濟の時期にあり、縣民、市民が難儀をしておることを救ひ得るか。これに關つておるのは地方公共團體の職員でありまして、地方公共團體の職員が地方人民と手を握つて、中小商工業者と手を握つて闘つておるが、遺憾ながら地方の公共團體には、官僚的なお役人根性が残つておるから、剛毅なのであります。だからこの際ぜひ自治労働の代表者を入れていただきたい。もつと具体的に兵庫縣廳の交際費と申しますと、この二十四年度兵庫縣予算の分析」といふ、職員の中から生れて來た縣予算の分析なのであります。そこにはつきり書いてあります。知事、副知事の交際費が三百万円。部長、地方事務所長の交際費が二百十六万円。縣會議長、副議長が百五十万円。公安委員會が十二万円。教育委員會が二十四万円。縣立大學が当初が二十四万円、追加が十二万円ございまして、合計して、交際費とはつきり予算に載つておるものだけで七百五十万円使つておるのであります。その他に議事課の需用費が三百万円。それから同じく縣會の常任委員の需用費が三百万円、これを合計いたしますと、酒食に供し得る金だけで一億円に達しておるのであります。こういうものを放つておいては、いくら國會で頭だけならべましても、地方の腐敗せる状況は救ふことはできないと思ふ。その意味でぜひ自治労働の代表者を加えていただきたい。し

かも開つておるといふだけではなしに、全國的な組織を十分に持つておられますし、それだけの實力を持つておられます。たとへばこの間の予算の公聴会にいたしましても、はつきり自治労連の代表者を呼んでおられます。こういう面から見ても、決して自治労連の代表者が力がない、全國的なものを持つていないといふことは言えないと思ひますので、ぜひ加えていただきたいと思ひますし、もし御懸念があるならば、特別に自治労連の実態調査あるいは向うの聴聞をおやりくださつて、ぜひそういう結果にしたいと思ひます。

○龍野委員 私は委員長にお尋ねするわけではございませんが、この委員長の修正案の、諮問機関を議決機関にするという問題と関連して、今までの地方行政委員会としていろいろ職責を果す上において、非常に困難を感じたことは、主管大臣であられる木村國務大臣の地位であります。それは地方財政委員会の議長としての立場と、國務大臣としての立場というために、同じ人が責任の所屬が二分いたしました。立場から申しましてわれ／＼は一体どこにその責任を問いたしたらいいかという場合に、疑いを持つ場合が非常に多いのであります。従ひましてこのたびかりにこの諮問機関を議決機関にいたす場合には、私は議決機関は何らの拘束を受けない独自の見解において、自由なる立場から議決すべきではないか。これに對して内閣の一員としての國務大臣がこの決議に加わる。あるいはこの議事を主宰するといふようなことは、やはり今と同様な矛盾を残すのじやないかといふような感じがしたのである。

ります。従ひましてかりにこの修正案が通るといたしました場合に、第十二條の地方自治委員会議長の議長は、地方自治廳長官をもつて充てるというような規定に對しまして、木村國務大臣はどういう考えを持つておられますか。その辺のことを伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 地方財政委員会におきまして私のとりました態度と私の考えは、たゞ／＼本委員会でも申し上げておきました通りであります。國務大臣たる内閣の構成組織の一部であるところの國務大臣は、國策の決定に向つては國務大臣としてこれに考慮をしなければならず、また地方財政委員長としての議長としての立場であつたら、地方財政委員といふ、わくだけの範圍の委員長としてはその議決に従わなければならないが、しかし練つて國務大臣として閣議に列する場合には、國策の線にこの是非を大きく考へて顧慮しなければならぬといふように考へております。今龍野君の御意見のように、その辺に當事者となるそれ自身の、個人としては非常に困難を感じます。これは正直に申し上げます。非常に困難を感じて今日まで参りましたような次第であります。その原案がこういう原案になつて提出いたしましたことは、地方財政委員会の組織をあまり大きく改訂しないといふことで、原案はやはり國務大臣が議長になるような議案を出しまして、これを諮問機関として、その意見を問かなければならぬといふことにかへて提出いたしましたような次第であります。これが議決機関となりますると、やりにくいといふことだけは率直にお答えを申し上げておきます。

えなと思ひます。何人がおやりになつても非常に困難なる立場になると申し上げてさしつかえないと私は考へます。

○龍野委員 私はただいまの木村國務大臣の御答弁を聞きまして、そうであるうと御同情申し上げる次第であります。従ひまして政府提案のごとく、これが諮問機関である場合には、國務大臣の責任において、実施する、実施しないは明確にわかるわけでありまから、その會議の議長になられましても、そういう矛盾はほとんどないと思ひますが、かりに修正案のように議決機関になつた場合には、第十二條をそのままにして、議長は自治廳の長官をもつて當てるという規定になると、今後の運営上幾多の問題を起すのではなにか。むしろこの際自治委員会をもつと簡素化するために、この議長のごときは委員の互選によつて出すといふふうにして、その議決を採用する、採用しない。尊重する、尊重しない。政府の責任においてやる。われ／＼國會議員はあくまでその主管大臣であるところの自治廳長官の責任を質すといふ行き方をすべきではなからうかと存ずるのであります。これは私は修正案として申し上げるわけではありませぬが、この辺につきまして委員長のお考えを承りたいと思ひます。

○中島委員 龍野君の御説のようには、國務大臣とこの自治委員会の議長とは、非常に困難な、両立しないやうな感じがするやうに見えるのであります。私が、私は今日の木村國務大臣の立場は、平素にはあまりないやうなことをだと思ひます。予定しておりました政府の方針が、ドッジ公使の案によりましてくつがえされたので、かようなことはこれからも少いことではないか。そうしてこれがもし議決機関でないならば、諮問機関であるならば、自治委員会はあまり慎打がないことになつて、その存在の必要がないといふことになるのではないかと思ふのであります。今龍野君の御説の、議長を互選にしたらいいといふことも、まことに、もつともな御説でありまして、また民主的に行うためにはそうしたいのであります。しかしこれは自治廳の設置法案の中に入つておきます委員会でありま。もう一つは本地方行政委員会には議決権がないのであります。内閣委員会の方で議決してもらうのでありますから、非常にそのところはめんどろな点があります。こつちで理想通りに修正しましても、内閣委員の方で認めてくれませんと、その目的を達成することができないやうな結果になりますので、今木村國務大臣の立場と同じやうに、これも容易でない仕事なのであります。ただいまの御説はごもつともでも、適當時機があるのではないかと思ひます。今はこの程度でなるべくならば承認していただいて、これによつて内閣委員の方に働きかけ、あるいは參議院の方にも交渉しなければなりません。今下話はしたのであります。この程度でなれば行きたいと思ふのであります。

○谷口委員 これは委員長のこの間の議談の結果をまとめられたものと思ふのであります。だからこゝでもつとこの委員会として、今議決権がなくとも、皆さんの意見を聞いていただいて、もつともいものができればいいわけでありま。その点で、二、三申し上げたいと思ふのであります。先ほど野村君がおつしやつた國會代表の問題、一人でなく、出すならもつと出したらよからうといふことは、それに賛成しようと思つたら、野村君は何か早く引つ込めてしまつたやうな形でありま。私も一人ならむしろ出さない方がいいだろうといふやうな意見を持つておるのですが、もし出せるならもつとたくさん、少くとも各派の意見がそこへ反映するほど出していいのではなにか、委員長はそうなると思ひの対立が起つておもしろくなからうとおつしやるが、むしろ／＼な意見が出るこゝが、こゝういふ會議ではよくないかと思つておりましたところ、野村君は早速撤回されたやうですけれども、そのお考えをもつと押し進めていただきたいと思ひます。

それから國務大臣が議長になるといふのは、これは龍野君が議長互選の御説を述べられたのであります。非常に賛成であります。今委員長の御意見を聞きまして、できるなら國務大臣が政府の機関としてなつてもいいわけでありま。會議の議長として自主的な議長を選ぶ、つまり互選してそこへ國務大臣に出席してもらふ、そういう形になつてもさしつかえないと考へます。これも龍野君の説に賛成したいと思ひます。

それから自治労連の代表、つまり地方公務員の代表を出してもらいたいといふことについて、今立花君が詳しく申しましたが、一、二私の意見を補足させてもらいたいと思ひます。これも実例を申し上げます。今度私も地方へ参りまして京都の實情を見て来たのであります。この二日に京都の中京の税

務署が、二千七百箇ほどの差押えの札をはりまして、強制公費をやるという事になつて、非常にさきましました。民主団体、及びその被害者と申しますとおかしいのですが、納税義務者たちが、市長のところへ行つて、こういう実情であると話し込みましたところ、京都市長の神戶さんが非常に氣の毒がつて、それでは諸君と一緒に税務署へ交渉に行こうと、皆さんと一緒になつて税務署へ行つて、二千七百ばかりが強制公費にまわされる前に、全部税務署に撤回させた、こういう実例があるのではありません。このことはとりもなおさず自治労連初め、京都における民主主義団体及び納税者、そういった困つた人々の一つの団体的行動、こういうものが、京都市という地方公共団体の長と協力して、生活打開の道を開いている。つまり市長自身はもはや従来の觀念の市長でなくして、民主主義団体と協力して、人民の生活を守るという立場に立つてゐる。このことを逆に言いますと、自治労連その他は、單なるそこに使用されている勤め人としてだけでなく、自治体における非常に重要な役割を持つて、その自治体の繁榮なり、自治体の進歩のために盡していることを裏書きすることになる。こういう点でこの自治委員会に地方公務員の代表が出て来るということとは、従来の私どもの觀念少くとも皆地方の觀念では、労働組合の代表が出て来ると、何か不合理のように考えられるかもしれないが、今日では労働組合の立場と、地方自治体の立場とが、非常に強力に協同して地方自治を守るというところに来てゐる。労働組合も自治労連もそういう立場に立つてい

る。こういう点でまず半議経験のあるという委員がもし四人できたとすれば、その中に経験者として労働組合の代表を入れてもらうことに何ら不合理はない、こういうふうに見えると思ふのであります。もう一つは自治労連の立場を申しますと、先ほど立花君がいろいろ例をあげまして、自治労連が地方自治体においてなされつつある、歳入及び歳出におけるいろいろ不正の問題についてやかましく言つてゐる。私も今度帰つて見て、京都市の例なんかで申しますと、やはり非常にむだな支出があつて、たとえば地方配付税を還付させるという條項が、配付税法が地方財政法にあつたと思ひますが、あれに相當するようない無駄な支出を自治体でやつてゐる。こういうことは地方自治体のために一生懸命にやつてゐる自治労連の諸君の立場から言いますと、たとえば配付税は法律通り三三%もらなければならぬという立場をとるのであります。同時に國家に迷惑をかけるような無駄な支出を地方自治体がかつてゐる場合に、それに対しても自治労連は、これを國家的立場から無駄であることを追究し、自治体の財政に対する一つの批判を眞面目な立場からやつてゐる。つまり彼らの立つてゐる立場は、單なる國に対する対立の立場ではなくして、自治体の國家の中におけるほんとうの意味の、健全な進歩のために彼らはやつてゐる。こういうことは自治労連などの労働組合の本質をよくわかつてもらえない從來の觀念からは、考えることができない新しい見地だと思ふ。そういう立場に立つておられますから、もちろん自治委員会代表が出てもらうことは、非常に

全体的な立場を持つてもらえる人の委員が出てゐることでありまして、望ましいことではなからうか。それからこれは別な面からありますが、現在労働組合法関係で労働委員会があるわけでありまして、この労働委員会には御承知の通り労働組合の代表がやはり出る事になつておられます。こういう点から見ましても、地方自治の行政に關する非常に大事なことをきめたり、事務を行つたりする自治委員会に、当然公務員の代表も出て来ることは、これもその点から見ても決して不合理ではない。こういう点で私ももう一度委員長の方で、どうも委員長は私どものお父さんのような年だから、時代の波がよくおわかりにならないのではないかと思ひますが、そこはひとつ最も進歩的なわれわれの先輩として、そうだ、なるほどというふうな決意をこつてもらつた方がよくはないかと思ひます。半議経験學識はあるとはいへませんが、経験のあることは自治労連の諸君の方は、むしろ今の点よりも豊富に持つてゐる。こういう点でも一應委員長のお考えを考慮していただきたい、こういうふうな思ふのであります。また委員諸君も考へていただきたいと思ふのであります。それから議決の問題であります。これは私は非常にけつこいなことであると思ふのであります。單なる諸問題でなくして、ここでこういう條項を自治法が處理する場合に、自治委員會議の議決を経なければならぬという拘束のあることは、非常に力強いことになるのではないか、たとえば木村國務大臣の場合を言へば、こういう決議を経なければならぬという一つの拘束

があるとなれば、その議長である國務大臣はこの決議をどこまでも推し進める義務を生ずると同時に、またそういう力強いしろたえを持つことにならう。いろいろな点にぶつつかつた場合でも、この力やつていただければ、閣議の中でも相當強い発言になるのではないか、そういう点で私は非常にけつこうではないかと思ひます。しかし決議を経なければならぬという項目の中に、私どもの納得のできないこと、一例をあげると長くなりますから申し上げませんが、一例を申し上げますと、第十一條の第一項の「地方公共団体の行政及び財政並びに地方公共団体の職員に關する制度について」云々という項目があるわけでありまして、行政及び財政は、國との直接の關係があるのでありますから、もちろん支持しなければならぬ項目であると思ひますが、地方公共団体の職員にまで國がくちばしを入れることはおかしい。こういう点なんかは、法案全体から見まして除かなければならぬではないか、この点はいずれ内閣委員会でも一度合同審議會を開くときに、もつとこまかいところまで論議していただきたいと思ひますが、當然地方自治体は自治体の独自の必要によつてやらなければならぬ問題までも、國がくちばしを入れるというところは、國が公共団体を支配するところ、かつての官制主義時代、軍國主義時代の精神が残つてゐるのであります。地方公共団体の自治の伸暢にとりましてむしろ害があるのではないかというふうに私も考へてゐるのであります。それからこの前千葉委員からたしか御發議があつて、どなたも御賛成のよ

うな——はつきり御賛成だというふうにはきまらなかつたのであります。大体そういう賛成の空氣があつたというところだけは、この自治委員会委員の都道府縣の理事者の代表、市町村理事者の代表、及び地方議會の代表は、これは選挙によつてという御意見があつた。その点今度の委員長の修正案の中には、やはり選挙とはなつていないのであります。この点を市の代表、市町村の代表ならそれも市長の代表、あるいは市會議員の代表ならその全市會議員の代表、そういう中からの選挙というよりな形で委員を選ぶ、これを總理大臣が任命する、こういう手續にしてもらうわけには行かないか、そういう点を私もどうすべきだと考へておりましたが、どういう御意見か、それも承りたいと思ひます。

○中島委員長 谷口さんによつてお答えいたしますが、それは理想的に申せば選挙なのであります。しかし大體町村議會の議長、あるいは市議會の議長という者は、その間において選挙が行われて議長ができてゐると思ふ。代表としての形を整えておる。だが代表になるというよりなことではなく、要するにここにございますように、全國の都道府縣議長は、連合組織がその代表者に推薦した者としてありますから、そこで選挙をしよう、あるいは議長を持つて来よう、適宜にやれるというふうなことに余地をつくつておるわけでありまして。

○谷口委員 委員長に言葉を返して恐縮ですが、從來の市長會議とか、あるいは町村長會議とか、あるいは市會議長會議とかいうようなもの、これはこういう明らかな目的をもつてなされて

おるのではなくして、ある場合には社交的であつたり、あるいはある場合には慣例であつたりした場合が多いのであります。従つてそこに議長會議になつて、選挙になると、單なる会長になつて、いろいろな場合でも、これは多くは間に合わない、むしろそこを舞台にして何か個人的な野心を遂げるとか、あるいはそういう人ばかりとは思いませんが、多くはそういう單なる社交的な考えになり、非常に大事なことをやる任務を持つ、そういうような觀念を持たない場合が非常に多いのであります。これをこの機会にそうではなくこの場合の代表者は、こういう大きな任務を持つのだというのを自覚させるために、これは一應そういうふうにはつきりしておいた方がよくはないか。どう言いましたも社交的な場合ですと、まあ東京都の安井さんに、政府のおひきもとでもあるし、近いからひとつ会長になつてもらおう、京都の市長は學者でもあるから、市長會議の会長になつてもらおうというふいふことでは、ほんとうに政府と關つて、地方自治体を守つて行くという人が、あまり出ないような感じもないこともない。この間参考人としてこへ呼びました町村會の代表の方々の中には、ずいぶんいなかの方がいらつしやつたようでもあります。そこで政府がもう予算をきめたあとなら、あとの祭りて話してもしようがないというふいふことでやつていらつしやるとしたならば、非常に残念に思ひますので、やはり眞剣に地方自治體のことに全力をあげるような人を、皆で選ばなければならぬし、そういう代表でなくてはいいかぬという

ことをはつきりさせるために、從來の慣例を基礎にして考へるといふ考へ方は、一應ここでやめてしまいたい、こゝういふふうに私も思つておるのであります。

○大泉議員 先般の内閣委員との連合審査會で申し上げたのであります。大體委員長は議院の意見をまとめられたのであります。今私どもは議論はいたしませんけれども、各委員から相當意見も述べられておりますから、一應委員長に対して質疑しておきたいと思ひます。實際この國會の方から委員を出すといふことは、本來は私は反対だ。それから議決機關にするといふこともあまり賛成しがたい。しかし先ほども申し上げましたように、もう大體議院で議がまとまつたのなら一應この議でやつてみたい、こゝう思ひます。そこでこの議決機關と、意見を聞かなければならぬいわゆる諮問機關と、あまりにも隔たりがあるから、そこで文面がきつめてあつてあるけれども、これを何らか承認を求めなければならぬといふような程度のことろに落ち着かしたかどうか、こゝう考へる。議決をされて國務大臣が委員長になつておつた場合、まつたく二重の人格呼ばわりで苦しまなければならぬ。やはり一つの行政機關として議決機關に拘束されるということは、まつたく立場が苦しいと思ひます。こんなことではかえつて円満な運営を阻害すると信じますので、どうかといつて、どうも委員長もおつしやる通り、これが諮問機關ではあまり力がない。それで承認機關といふものは、あまりないのですけれども、もう少し程度のものかどうか。それから立花委員から再々行政上に

たずさわつておるところの職員組合の方からも代表を求めたいといふ御意見がありますけれども、こゝで選定される委員といふものは、公正なる選挙権によつて選ばれたる、あらゆる機關の代表者であるから、まずそうしたいわゆる二重三重の代表といふことを取上げないで、どこまでも公正なる選挙で行くべきが至当である、こゝう考へます。

次に各自治体あるいは議決機關から代表者を選ぶときには、まつたく各口委員のおつしやる通り、社交團體としての資格で選ばれたといふと、いかげんな委員の選定になります。けれどもこれは各團體がおの／＼その自治的な立場において決定されることであるから、選挙であるといふのは推薦であるといふ、こゝちの方としてはそういう希望を付しておきたいのであります。しかしあまり各團體に対して干渉がましいことはできませんから、よく市長會議でいひがけにこの代表の指名、推薦のような立場をとられますが、ほんとうに選挙によつて公正なる選定が望ましい。そこでこの委員の選定に対しては、厳正なる方法をとつていただきたい、こゝう思ひます。そこでこの最初の委員長の議院會で決定された案ですが、まず先ほど申し上げました二、三の点を委員長に申し上げて、これを取入れられるならば取入れていただくに本案に賛成したいと思ひます。

○門田議員 いろいろ御意見を拜聴いたしました。さらに協議會あるいは内閣委員との連合審査會で、相當私見意見を申し上げておきますので、本日はもうほとんど申し上げることはなと思ひますが、ただこの機会に一應お聞きしておきたいと思ひます。今議院になつております半職経験者の範圍であります。これが四人におふしになつたことについて、ただ数字の折合上、四人くらいが必要だといふようにお考へになつてお出しになつたのか、あるいは委員長におきまして、先ほどから議論になつております、直接關係をいたしておられます自治体の諸君のような者を入れるか、あるいはこゝういふような人を入れるか、あるいはこゝういふような人を入れるか、こゝういふ数字をおきめになつたのか、こゝういふことをひとつお聞きしておきたいと思ひます。従つて先ほどから立花君から申し上げておられますが、私も一番最初、この法案が出て來ましたときに、すでに申し上げた通り、これは現在の自治体の組織といふもの自体からお考へになりますならば、私はこゝのことが言へると思ひます。全國の各都道府縣並びに市町村に、全部こゝういふものがあるかないかといふことも一應議論が成り立つかと思ひますが、しかし政治の運営をするには、実態がほんとうにわかつた人の意見といふものは、相當やはり尊重する必要があると思ひます。またそれだけなければならぬと思ひます。従つてあまり儀式張らないでそれらの人たちの意見といふものを、十分政治の上にも反映させて行かねばならぬと思ひます。ものを考へておりまする者と、實際に地方において行いまする者との意氣が、ほんとうに投合しておつてこそ、初めて円満な議事といひます。仕事は運営ができるのであります。上で考へておること、そのこと自体が下の方まで、全部しむわたつていないといふような場合には、往々にして上の考へ方がどんなに考へ方でありましても、實際にはなにか／＼行得ない形を示すものであるといふことは、私は議論の余地がないと思ひます。従つて實際それに従事したいとおります諸君の意見を聞くといふことは、こゝういふ際にきつめて重要であるかと思ひますので、委員長の御答弁を要求いたしますのにつけ加えて私の意見を申し上げておきたいと思ひます。

その次にもう一つ聞いておきたいと思ひます。これは、議決機關にされたことではあります。當然議決機關でなければ、實際の機能といふものを十分果し得ないといふことが考へられる。従つてこのままで私にはつこうだと思ひます。ただこの條文の中で、先ほど谷口君からもお話がありました。幸い官房次長の郡さんが出でになつておりますので、この機会に一應聞いておきたいと思ひます。この中の十一條の各項目にわたるものにつきましても、自治權を侵奪すると思はれるものが相當多くあるように見受けられるのであります。ことに大きなものといひまして、第四号の地方自治法の二百四十七條といふようなものは、これはもう自治法で定められておるし、大體これで足りたものであつて、それをさらにこの委員會で議決を得なければならぬといふようなことは、私は考へられないと思ひますが、そこでやはり指示をしなければならぬといふことは、きつめて大きな自治權の侵奪だと思ひます。その点はどうか考へになつておるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○立花委員 今までの質問が大体委員長のところへ集中されておるのですが、木村國務大臣が出て来ておられますので、さいせん私が委員長にお尋ねしたこのパンフレットの内容ですね、それからさいせん申し上げた兵庫縣の交際費あるいは飲食費の問題、こういう問題をどういふふうにお考えになつておるか、これをお尋ねしたいと思ふのです。そしてそういう状態にある地方行政、地方財政をそのままに放つておいて、この案のような、あるいは内閣委員会に出てゐるあの原案のようなものをおつくりになつて、それではたして地方の行政がうまく行くとお考えになつておるかとお尋ねしたいと思ふのです。

それから委員長に対しては、委員長はもしこの案がここで承認されたとすれば、どういふふうにお扱いになろうとするのか。内閣と合同審査会をもつお持ちにならないのか。それからこの間委員長が内閣の方でやるようになったから、こちらではやらないのだというふうに、國會議法をお読み上げになつておつしやつたのですが、あれはそうじやなくて、向うとの話し合いがつけば、こちらで審議することができるようには私解釈するのですが、その点にも多少疑義がありますので申し上げたのです。こういう問題はやはり専門のわれ／＼の委員会です十分審議したい。

こういうものが予算の審議会できまつたのだから、これを出しておけというふうな扱い方では、私たちは地方自治体に対して責任を十分果たさないと思ふのです。これを御答弁願いたいと思ふ。

○中島委員長 門司君のお尋ねに対してお答えをいたします。学識経験者を四人といはしたしたのは、なるべく地方自治委員会が公正であつて、権威のあるようにしたい。私どもの考えがそういう点にありますので、自治廳の代表者が三人出ますと自治關係の代表者が六人になります。もし学識経験者一人であれば、自治團體の意見が一つの型にかつて入つて、そしてこの自治委員会と自治團體との間、地方自治體の方に都合がよいような議決をするのではないかと、世間の誤解を恐れて半信半疑になつたわけでありまして、そのほかには他意はない。

それからその次に自治労働のお話であります。むろんこれにはりつばな人もありますから、学識経験者の中に、私は適當なときに適當に入るのではないかとお尋ねをいたします。しかしこれを法文の上に、具体的にどういふふうにしらるゝといふことはできかねるやうに考えられます。それで大体私はこれらの方の力が政治の上に反映して、そして公正で、りつばな方であるといふので推薦を受けるやうに、一日も早くならんことを希望するわけでありまして。

次に立花君のお尋ねに対してお答えします。立花さんのお話の内閣委員会との連絡がつけば、地方行政委員会でもこの案はできるといふことはごもつともなのであります。しかしながら各省とも全部内閣委員会に行つており、内閣委員会は非常な多忙をきわめておるわけでありまして、あれを部分的に各省は各省に移し、自治廳は地方行政委員会に移すといふことは、ただいまのところでは困難であります。それが

できないといふことになりまして、やはり内閣委員会が一つにまとめてやるということになりまして、私の方の委員会は過日申し上げましたような結果になるのであります。どうぞさやうに。

○立花委員 今の御答弁に關して再質問なんです。地方自治労働の代表を入れることは、法文化できないといふやうなお話であります。しかし私や門司君が申し上げました自治労働といふとおかしいかと思ふのでありますが、地方公務員の代表を入れるとすれば、これは當然のことだと思ふます。これはむしろなければならぬことだと思ふます。自治労働といふと、何か労働組合という感じが強くお考えになると思ふのであります。地方公務員の代表といふふうにお考えになれば、これはすぐ入れられる問題だと思ふます。

それから最後の私に対する御答弁の中の、内閣委員会との問題なんです。が、できにくいといふことをおつしやつた。これはできにくい理由があまりはつきりしないのではないかと思ふます。むしろ全体の國會議法の運営から申しまして、内閣委員会へ二十も、全然今までの内容も知らない、タツシしないものを持ち込むという方がむりで、特にこの自治廳の問題は、こちらへ取る方が理由は立つのではないかと思ふのであります。前に委員長が言われたのは、國會議法に基いてできないといふことだつたのですが、できるということがはつきりした以上は、もう一度審議する必要があるのではないかと思ふます。

○中島委員長 実はその話は今日の常任委員長会議でもありました。これは

一に運営委員会の仕事であります。各委員会に分配することは、運営委員会そのものが理解して各委員会に分配しなければできないのであります。それが今日の話ではむづかしいのであります。

○立花委員 運営委員会できまりまして、内閣とこちらの話さへつければできるという建前なものであります。で、運営委員会がきめたからそれやになくちやならぬといふことはないと思ふ解しておりますが……

○中島委員長 内閣委員会の方で承知してくれ、こちらでも承知すればそれはできます。しかしながら内閣委員会の模範は承知しもうもなさそうです。自分の方でやろうとしてゐるらしい。

○立花委員 それは逆じやないかと思ふます。内閣委員会に出てゐる連中は困つておつて、こちらがやると言へば必ずよすものだと思ふ。よさなければならぬ問題だと思ふます。

○中島委員長 あなたに話した方はそうかもしれませんが、私も委員長から意見を聞いたのでは、先ほど申し上げたやうなことが事実であります。

○立花委員 委員長會議は民自黨の方が多いので、民自黨の方はなるべく一箇所に集中してばつと通してしまいたいという意向が多分にあるだらうと思ふます。だから委員長會議だけではきまらないので、各委員会の委員の御討議によつて、こちらへもつた方がよいという意見にこちらがまともなれば、内閣委員会にあつたて話し合をする必要があるのではないかと思ふます。委員長會議だけでおきめになるのは少し早計じやないかと思ふます。

○木村國務大臣 立花君にお答えいたします。地方自治の改正によりまして公選知事になりましてから、地方の公共團體、特に縣費の方面において、いくらか過費の傾向にありはせぬかという疑義を私抱いております。これは配付税の圧縮等によつて、地方は絶対の緊縮方針で行かなければならぬ場合において、大いに自衛を促さなければならぬと思つておりますが、ただ数字的には今あなたのお読み上げになりましたパンフレットによつて私も初めて承りました。一億圓という龐大な数字については、実は大いに驚いております。非常に御参考になりましたことを申し上げておきます。

の財政委員会では、衆参両院の議員が委員になつて決議に加つておる。この衆参両院の議員は、衆参両院の議決によつて、衆参両院の議員であるという資格をもつて参加しておる。決して個人の資格ではありませぬ。そうすると議決によつて参加しておる人が、その議決が翻されて、非常な百八十度の転換をしたような事実があつたならば、しこつしてそれが本会議において議決せられたその議決に参加したという事になりますると、これも追従して行きますと、大分議院の問題になりはせぬか。これは私の私見であります。こんなことは、きよまで私は、答弁に申し上げますると、いろ／＼そこに複雑なる感情が発生すると思ひましたから、申し上げませんでしたけれども、ただいま大衆委員の御発言によりまして、私は非常に傾聴いたしました。御参考になると思ひますので、一言このことをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○郵政府委員 門司さんからお尋ねのありました点にお答えいたします。地方自治廳設置法は全体に自治権を強く擁護して参らうという考えから出発したてであります。従ひましてたとえば御指摘の自治法の二百四十七條の規定にありますが手続のごときも、これは御承知のように、知事、副知事ともに欠けました場合に、内閣総理大臣が臨時代理者を選任した事になつております。しかし内閣総理大臣限りで選任いたしませんで、この地方自治委員會議にかつてみようという、慎重な手続をとらうという考えでございます。さらにこの点について先ほど各口さんからございしたか、議員に關する

制度について御指摘がございました。これも地方公務員の基本法、あるいは地方公務員と國の官吏との恩給の通算のごとき点、これは法律がなければできないこととございします。地方にまかせつばなしにしては地方公務員は常に不利益をこうむります。あるいは地方公務員の給與につきましても、その最低限を社會的に保障する必要があるであらうか。こういう点につきまして、地方公務員は現在の法令の程度におきましては、はなはだ不利な立場にありますので、それらの立場等についての準備もいたすというような考え方で、一考を置いておるわけでございまして、全体の思想はすべて自治権の擁護並びに地方公務員の利益のため、手続を慎重にいたします意味合いと御了解をお願いいたします。

○門司委員 私の言葉が少し足りなかつたと思ひますが、二百四十七條の規定の中には、なるほど今の郡さんの意見のようないことも書いてあります。しかしほかには知事に属する権限があります。市町村の長の事務をまつた執行することのできなかつた場合においては、その場合の指名権は縣知事に委任されておるわけでありまして。従つて知事の持つ権限までもこの地方自治委員會議の委員が指図するといふようなことが私はいけなかつたと思ひます。しかし都道府縣知事の場合にのみそういうことは言えるのであります。私はこの條文解釈のままだに実は疑問いたしましたので、そういうふうな聞えたとお思ひますが、その辺がもう少し明確になつておらないと、明らかに都道府縣知事の權限までも、これで左右できるやうなことに私はなつておると思ひます。その点を私は

杞憂して実はお聞きしたのであります。この面を、ひとつ條文の整理といひますか十分考へてもらひませんか。ただこれだけでこの條文をこのまま解釈すると、そういうことになりましますので、御注意を願つておきたい。

○郵政府委員 その点は第五條でございしましたが、この自治廳は内閣総理大臣の權限を補佐するといふ基本規定が置いてございします。従つて知事に属します固有の權限は、当然五條の基本規定により排除されまして、内閣総理大臣の權限に於いてだけが、自治會議に付する手続になるわけでございします。

○河原委員 私はこの修正案に対して全面的に賛成するものであります。これにつきましては自治労の代表者、といふお説もございしましたが、やはり執行機關の最高權威者、代表者、また地方の立法機關の代表者といつたふうな、筋の通つた者が入つており、執行機關の代表者がおります以上は事務當局、それらはみなその中に含まれるわけでありまして、四人の特別に選任いたしましたる學識経験者といふ方面で、自由な意思で選任される場合は問題はありませんが、ことさらに自治労からいふのは、この構成についてはよろしくないといふふうな考えられます。また國務大臣がその長であるといふ問題、並びに議員がそこに加わつておることの可否、あるいは加わるならば、もつと多数といつたふうな説もございしますが、この委員會の目ざすところは、地方自治の確立、地方自治體を強くするといふ一面において、中央と地方との行政上の調和をはかる、といふのが大きなねらいになつておると思ひます。そういう面より

いたしまして、中央的な者六名、地方的な者六名という数字からいたしまして、またこの機關の議決を経なければできないという禁止事項のある面におきまして、その當該國務大臣がその長になるといふこと、また議會の代表の者が一名、衆参兩院から加はるといつたふうなことは、この調和をはかるといふ点におきまして非常によいことである。これを強くしよくし定規格的に、行き當つた場合のことのみを考へるようでは、この委員會の使命の達成はできない。円滑なる運営をはかるところにこの使命があるわけで、そういつたしよくし定規格的に杞憂をする必要はないと存じます。なお都道府縣の代表者といふ問題であります。この文面から参りますと、たとえば全國の町村議會の議長が、その代表者として推選した者、その他市議會代表の場合も、都道府縣議會の代表者の場合も同じであります。この場合議長でなければならぬことはいないといふうにも解せられるのであります。この点に對する提案者のお考えはどうでありますか。私の考えといたしましては、議長が選ぶことによつてその代表者をきめるのでありまして、議長以外に適當なる議員があれば、その議員でもかまわなかつた、廣い意味に解する方がよいのではないかと、かように存するものであります。これは私の解釈上の私見であります。これは私の説もございしますが、この委員會の目ざすところは、地方自治の確立、地方自治體を強くするといふ一面において、中央と地方との行政上の調和をはかる、といふのが大きなねらいになつておると思ひます。そういう面より

○立花委員 木村國務大臣にお聞きしたいのですが、木村國務大臣は、兵庫縣の知事と副知事が一日に一万円ずつ交際費を使つておる、全体で一億円と

いう金を使つておる、ということを知らなかつたとおつしやいましたが、これは非常に重大な問題だと思ひます。いせんも申し上げましたように、この問題は決して兵庫縣だけではなしに、お隣の神奈川縣でもつとひどいことをやつておる。これをあなたがお知りにならないといふことは重大なことだと思ひます。そういう方が立案なさつた地方自治廳設置法、あるいは地方自治委員會法の構想といふものは、役に立たないといふことが當然言える。地方ではあなたが知らぬ間に、今言つたやうな腐り方をしておる。縣廳で一億円も飲食費を使つておいて八千万円くらいしか中小工業の方へは出してない。こういうことを御存じなしに、こういう案をつくることは、もつてのほかだと思ひます。地方自治委員會で、あなたのおつくりになつた案、あるいは今度の修正案で、そういう地方の實際上の腐敗、實際上の自治が確立してないこと、これが救えるかどうかを私はお尋ねしておるのですが、その点にお答えがなかつたと思ひます。

それからもう一つ、そういうふうな交際費を、一日一万円も知事が使つておるなら、配付税を圧縮するといふことを言われたが、これはまたばらばらなお答えで、私たちは知事が使つて一百万の金を配付税で圧縮してくれとは決して言つていない。知事が使うべきところに金を出さないで、それをほかに使つておるので、それをほんとうに民主的な自治の精神で使えと言つておるのであつて、あなたに配付税を圧縮してくれと頼んだのではない。それを知事が使つておる、いふことを指摘すれば、すぐ一方的に配付税を圧縮

するといふに言われるが、こゝういふような考え方が根本的に直してもならなければならぬ。

○木村國雄大臣 速記録にはどうあるかわかりませんが、配付税を圧縮するとは私は申し上げなかつた。今回のごとき配付税の大幅な圧縮を受けるような地方財政の立場では、よほど地方公共団体が自覚しなければならぬといふことを申し上げた。これは速記録をお読みになればわかると思います。

それからもう一つは、あなたが「おつしやつた一億円」という数字に驚いたのです。事実上驚いたのじやありませんか。あなたのおつしやるのが事実であるかどうかといふことを調査しなければわかりません。あなたが「一億円とおつしやつたから、一億円」という数字に、あなたのおつしやつたことに驚いただけの話で、これは調査しなければわからない。

なおそういうことを知らないで提案したといふようなことをおつしやいます。地方自治法によつて私どもは監督権を持ちません。そういうことはなるべくいねゆる地方財政委員会や、今度できるところの地方行政委員会において、調和し、緩和し、調整して、うまく指導して行くという使命はありますけれども、これを監督してさうせいといふことはできない。地方自治独自の立場の地方自治體に向つて、さういふ監督権を持たぬといふことは申し上げておきたい。

○立花委員 私はあるが監督権を持つてゐるといふようなことを言つたことではないのです。監督権を持つてゐることと、知つてゐることは別なことで、あなたが知らないと言つたから、

さういふことを知らないでこゝういふ法律はつくれなかつたわけなんです。だから結局實際地方におけるほんとうの意味の、下からの自治を確立するために関つてゐる地方自治の運動、これを抜かしてゐるのです。だからあなたに何も監督権があるかないかを聞いてゐるのじやない。あなたがさういふ事実を知らないと言つたから、知らないでさういふものはつくれなかつた。私もさういふことは、決議機關でも、諮問機關でも問題じやない。内容なんです。内容がどうかといふことによつて、かえつて決議機關になつた方が私たちは困る場合がある。あるいは配付税をあなたは圧縮するとおつしやつたが、配付税をたくさんもらつても、私たちはそれが人民のために使われなければ何にもならない。こゝういふふうに實質的の地方の自治を確立する。郡さ

んも實質的の地方自治の擁護、地方自治の確立といふことをおつしやつておりました。それが事實的にならなければ何にもならないといふこと、これを地方自治の代表を入れることによつて、地方公務員を入れることによつて、實質的に確立して行くといふことを言つておるだけだ。民自派の方から自治運動の代表を入れることはおかしいといふことを言われたが、この提案者の中に、今は尚早かも知れぬが、入れてもいい。さういふことは望ましいといふことを言つておる。

選挙によらないから入れられないといふことは、これは學識経験者の場合は問題にならないと思ふ。これは地方自治運動の代表が入つて、この修正案で悪いことではないはずなんだ。だから私が申し上げましたのは、形式的な地方自治委員会をつくるのじやなしに、あるいは言葉の上での地方自治の確立といふことになしに、實際關つてゐるのは地方自治の委員しかいないのです。だれが一体こゝういふパンフレットをつくり、地方自治のために關つておりますか。當の責任者である國務大臣は知らないと言つておるのに、實際關つておるのは地方自治運動ではないか。だから實質的に地方自治運動の代表を入れるといふことによつて、今生み出さうとしてゐる地方自治委員会に、ほんとうに筋金を入れることがで

きるのです。だから言つておるのであります。そこを御了解願ひたいと思ひます。

○中島委員長 お話いたしました。午後は一時からまた他の委員会がこの室を使用するので、これ以上使用することはたいへんぐあいが悪いと思つて、そこでこの修正案に対する御意見はいろいろ拜聴しました。しかしこの前の協議会もありましたし、また現在種々な關係もありますので、大休委員長におまかせ願ひたいと思つて、どうでしょう。

○岡田委員 私は委員長におまかせすることでもうかと思ひますが、本日ここに提案されたこのわれ／＼の意見をまとむべき委員会が、現状のような形において委員長に一任するといふことはどうかと思ひます。従つてもう少し結論づけるまで御討議が願ひたいのであります。それはなぜであるかと申しますと、少くともこの法案は内閣委員会との合同審査になると思ひますし、従つて内閣委員会に参りました場合に、われ／＼の方の委員会の意見というものがまともなまま持込れて参

りまして、内閣委員会でおの／＼が勝手に討議をするといふことになつて参りますと、私は委員長において非常に困ることがありはしないか。従つてできるだけこゝで意見をまとめていただくとして、この案を持込んで参らうといふ態勢を整えておきませんか、われわれの委員会が何だか非常におかしな形がでかきしないかと思ひます。従つて委員長にまかせるといふようなことではなくして、私はでき得れば時日をも少ししかしていただいて、さうして十分まだ討議すべき点があるのではないかと思ひます。私もまただいたい一二の問題だけしか聞きませんでした。これを結論づけるといひました。ならば、まだ相当意見を交は持合せておるわけなのであります。従つて委員長は今日時間なければ時間がなくてよろしゅうございしますが、ただちにこれを委員長にまかしてくれ、自分の方で適當にするといふことは、私はこの場合養成しかねるのであります。

○立花委員 先ほど申したように、門司君の提案もありますが、その前に私たちはこれを私たちの委員会に審議したいといふことを、内閣委員会に申し入れるべきだと思ふ。それができなかつた場合に、初めてこちらの意見を出すべきであつて、その前にやはりこちらにまかせといふ要求は、當然私たちとしてしなればいかぬし、するべきだと思ひます。

○野村委員 本案については正に議会の運営委員会を通じて、すでに内閣委員会を中心にして審議が進められてゐる、その過程において双方の委員会が協同審議をいたして今日に至つておるのであります。しかも今示されて今

日質疑をかわされた本修正案に対しては、各党おそろ／＼大なる反対はない。しかもいろいろ各委員から意見を述べられたこのことについては、委員長も答弁されて、これ以上には重なる必要はないと思ひますので、大体この意思を全員が了承して、委員長が善処されることを希望いたします。この程度に打ち切られることを希望いたします。

○谷口委員 今立花君が、内閣委員会にまず交渉して、こつちへもらつて審議しようといふ意見を出しましたが、私もその方がいいと思ひます。ただそれは非常にいろいろの点でめんどうでしたら、門司君がおつしやつたように、もう一應この委員会の意見を論議盡していただいて、委員長にまかすことについて、委員長を信任しないわけじやないのではありませんか。実は私もまだいろいろこまかい点で意見を持つておる。それからまた私どもの言つておることも、他の委員諸君にはほんとうに腹の底からわかつてもらえないからみがあるように私どもは感ずるのであります。よくわかつていただいて、しかもこゝういふ意味で反対だといふ御意見を伺ふことなしに、あるいは賛成していただくといふことなしに、今中途半端な形でおまかせするといふことは、さういふ意味において残念だ。もう一回／＼いやつていただくことは、御迷惑かも知れませんが、大事なことでありますから、この意味でも一回審議していただいて、あとは内閣委員会との連合審査という手續にしたいと思ひます。これは多數決にすれば、今までの空氣では私どもは負けさうであります。そこは委員長の

御意見を伺ふことなしに、あるいは賛成していただくといふことなしに、今中途半端な形でおまかせするといふことは、さういふ意味において残念だ。もう一回／＼いやつていただくことは、御迷惑かも知れませんが、大事なことでありますから、この意味でも一回審議していただいて、あとは内閣委員会との連合審査という手續にしたいと思ひます。これは多數決にすれば、今までの空氣では私どもは負けさうであります。そこは委員長の

裁量によりまして、そういうふうになつていただくことがよくはないかと思ひます。やはり十分に聞かぬと腹ふくれぬと思ひますから、十分に聞いていただきますと思ひます。

○門司委員 採決に入るといふことになりまして、一番重要な問題は——議決機関かどうかといふことは、一應御意見もまゝつたように私どもは拜承いたしました。最後の議長を國務大臣とするかどうか、いわゆる互選にするか官制に基くか、これは非常に私は大きな問題だと思ひます。この問題の結論はまだ私はつきり出ていないように考えるのであります。この問題が今日の地方財政委員会のあいまいな性格を生み出した一番大きな問題であります。將來もまたこれが一番大きな問題となつて現われて來ると思ひます。従つてこの点は、私もから考えますならば、もう少し當局の意見も聞かなければなりませんし、われ／＼もこれをでき得れば互選にしたいので、國務大臣との間を切り離して、國務大臣はあくまでも國會に対して責任を負ふという建前をとり、この議長は委員會に對する責任をとるといふ建前、いわゆる責任の所在を明確にして、強力なものにして行くことが私はいいと思ひます。ところがこれは私個人の考えであります。また議論が盡されていらないように考えられますので、実は先ほどのような意見を申し上げたのであります。この点は、しかるべく委員長において、御配慮願ひたいと思ひます。

○河原委員 今の國務大臣の議長という問題でございますが、前に縣參事会というのがあります、この縣參事会

の議長は委員以外の都道府縣の知事がいたしております。それで田沼な運営も十分できまして、知事が議長をいたしておるために、非常に支障を來したといふようなことは聞かないのであります。今の場合でも、この委員會の議長を國務大臣がして田沼な運営をはかるということには、別段支障はないと思ひます。

○門司委員 ただいまの河原さんの先輩の御意見ですが、私も縣会にありまして、縣參事会がどういふものかといふことぐらひは大体知つております。縣參事会の議長といふのは、與えられた一つの権限のわく内で、事務の操作をやるのにすぎないのであります。まかせられた議決機関の長でありまして、國政のこうした長とは、大きな隔たりがあると思ひます。先ほどから申し上げておりますように、くどくは申し上げませんが、今回のような問題を引起すこと自体が非常に遺憾だと思ひますし、將來必ずこういう問題が起ると思ひます。ことに衆、參兩院から一人ずつ出ております。これは先ほどの木村大臣のお話の中にもありましたが、これらの諸君の出る者は、大体大臣と同じ政黨に属するか、あるいはそれと同じような考えを持つておると思ひます。そうなるものとすゝ議決機関の代表者といふものが、互選でない限りは私は將來今度のような問題をまた引起す懸念をたくさん持つておりますので、率直に私の意見を申し上げますと、でき得ればこれを委員會の互選にしたいといふように考えておりますので、この辺の討議をもう少し進めていただきたいと思ひます。

○中島委員長 それではここで採決し

てこれをどう決定しましてもこちらでそれを扱うことは困難でありますから、この問題はやはり次に議ることになつたとして、本日はこれをもつて散会いたします。

次会は明日の午前十時半から、午後も引き続きまして、各法案に對する質疑を續けたいと思ひますから、どうぞそのおつもりで御出席を願ひます。

午後一時六分散会

昭和二十四年六月十五日印刷

昭和二十四年六月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局